

犯罪被害者等に対する経済的支援

※ 一部の自治体が導入している制度等も含む

行政等

凡例

犯罪被害者等に特化した項目

犯罪被害者等も利用し得る項目

赤字：基本的に金銭の形での支払

青字：推進会議決定に基づく取組

警察

カウンセリング費用（警察庁・公費負担制度）※初診日より原則として上限3年間が対象

①給付水準の引上げ検討、仮給付の運用改善

一時避難場所宿泊費用、ハウスクリーニング費用等（警察庁・公費負担制度）

犯罪被害者等給付金（警察庁）

②犯罪被害者等支援弁護士制度の新設

DV等被害者法律相談援助（法テラス）

国選被害者参加弁護士費用（法テラス）

被害者参加旅費等（法テラス）

被害回復給付金（検察庁）

民事法律扶助（法テラス）

見舞金（自治体（警察庁））

転居費用助成、家賃補助、家事・育児・介護支援、配食サービス、カウンセリング、法律相談等（自治体）

医療的支援、カウンセリング、法的支援（ワンストップ支援センター（内閣府））

カウンセリング、法律相談、裁判等への付添支援（犯罪被害者等早期援助団体（警察庁））

緊急支援金（全国被害者支援ネットワーク）

奨学金（（公財）犯罪被害者救援基金等）

法務

自治体

民間団体

医療提供（厚生労働省・健康保険／障害者福祉制度）※国民健康保険制度上、医療費の自己負担金の減免又は徴収猶予の対象となる余地あり ⑤周知

高額療養費制度

自立支援給付（自立支援医療）

埋葬料（厚生労働省）⑤周知

国税・地方税・保険料の減免等（財務省・総務省・厚生労働省）⑤周知

遺族年金・障害年金（厚生労働省・国民年金／厚生年金保険制度）⑤周知

児童扶養手当（子ども家庭庁・児童扶養手当制度）⑤周知

児童手当（内閣府・児童手当制度）

⑤周知

傷病手当金
（厚生労働省・健康保険制度）⑤周知

失業給付（厚生労働省・雇用保険制度）

生活保護（厚生労働省・生活保護制度）⑤特段配慮

就職支援（厚生労働省）

自立支援給付（介護サービス、補装具等）（厚生労働省・障害者福祉制度）⑤周知

公営住宅への優先入居等（国土交通省）⑤特段配慮

修学支援（文部科学省・高等教育の修学支援新制度等）⑤周知



社会保障等

直後

初期

中期

被害の発生

刑事和解
損害賠償命令
民事訴訟手続
（法務省）

民事執行手続
（法務省）

作業報奨金（法務省）

加害者

損害賠償

犯罪被害者等に対する経済的支援

※ 一部の自治体が導入している制度等も含む

【モデルケース1】殺人罪による死亡した事例

被害者：男性（当時40歳）

職業 会社員・年収600万円 家族 妻（当時36歳）、長男（当時6歳）、長女（当時3歳）

結果：勤務中の事件ではない。被害者は、ほぼ即死。妻は、精神的ショックにより稼働できない状況

凡例

犯罪被害者等に特化した項目

犯罪被害者等も利用し得る項目

赤字：基本的に金銭の形での支払

行政等

警察

カウンセリング費用（警察庁）※初診日より原則として上限3年間が対象

一時避難場所宿泊費用、ハウスクリーニング費用等（警察庁）

犯罪被害者等給付金 約3,000万円（警察庁）

法務

国選被害者参加弁護士費用（法テラス）

被害者参加旅費等（法テラス）

自治体

民事法律扶助（法テラス）

見舞金 30万円（自治体（警察庁））

転居費用助成、家賃補助、家事・育児・介護支援、配食サービス、カウンセリング、法律相談等（自治体）

カウンセリング、法律相談、裁判等への付添支援（犯罪被害者等早期援助団体（警察庁））

民間団体

緊急支援金（全国被害者支援ネットワーク）
※医療費、交通費、転居費等、51件に対し総額約517万円（令和3年度実績）

奨学金 24万円/年（（公財）犯罪被害者救援基金）

社会保障等

医療提供 医療費7割支給（自己負担3割）（厚生労働省）

高額療養費制度

自立支援給付（自立支援医療） 保険適応後の医療費の自己負担額の一部又は全額を支給（自己負担は最大1割）

埋葬料 5万円（厚生労働省）

国税・地方税・保険料の減免等（財務省・総務省・厚生労働省）

遺族基礎年金・遺族厚生年金 約170万円/年（死亡時点）（厚生労働省）※死亡時までの平均月収が約40万円の場合

公営住宅への優先入居等（国土交通省）

自立支援給付（介護サービス等）（原則自己負担1割）
（厚生労働省）

直後

初期

中期

被害の発生

刑事和解
損害賠償命令
民事訴訟手続
（法務省）

民事執行手続
（法務省）

作業報奨金（法務省）

加害者

損害賠償



犯罪被害者等に対する経済的支援

※ 一部の自治体が導入している制度等も含む

【モデルケース2】暴力犯罪により、傷害を負い、障害が残存した事例

被害者：男性（当時40歳）

職業 会社員・年収600万円 家族 妻（当時36歳）、長男（当時6歳）、長女（当時3歳）

結果：勤務中の事件ではない。被害者の傷害は、頭部損傷（6か月の入院、1年間の通院）。

障害は常時要介護状態（障害等級1級）。被害者は退院後、自宅で在宅介護。

妻は被害者の介護もあり、稼働できず。

凡例

犯罪被害者等に特化した項目

犯罪被害者等も利用し得る項目

赤字：基本的に金銭の形での支払

行政等

警察

カウンセリング費用（警察庁）※初診日より原則として上限3年間が対象

一時避難場所宿泊費用、ハウスクリーニング費用等（警察庁）

犯罪被害者等給付金 約3,000万円（警察庁）

法務

国選被害者参加弁護士費用（法テラス）

被害者参加旅費等（法テラス）

民事法律扶助（法テラス）

見舞金 10万円（自治体（警察庁））

転居費用助成、家賃補助、家事・育児・介護支援、配食サービス、カウンセリング、法律相談等（自治体）

カウンセリング、法律相談、裁判等への付添支援（犯罪被害者等早期援助団体（警察庁））

緊急支援金（全国被害者支援ネットワーク）

※医療費、交通費、転居費等、51件に対し総額約517万円（令和3年度実績）

奨学金 24万円/年（（公財）犯罪被害者救援基金）

自治体

民間団体

医療提供 医療費7割支給（自己負担3割）（厚生労働省）

高額療養費制度

国税・地方税・保険料の減免等（財務省・総務省・厚生労働省）

傷病手当金 約500万円（厚生労働省）

※犯罪の被害を受けた時までの平均月収が約40万円の場合

障害基礎年金・障害厚生年金

約250万円/年（令和4年度年金額）（厚生労働省）

※障害を負った時までの平均月収が約40万円の場合

公営住宅への優先入居等（国土交通省）

自立支援給付（介護サービス等、補装具等）
（原則自己負担1割）（厚生労働省）

直後

初期

中期

被害の発生

刑事和解
損害賠償命令
民事訴訟手続
（法務省）

民事執行手続
（法務省）

作業報奨金（法務省）

加害者

損害賠償

